

国民健康保険に加入している方には毎年6月頃に市町村役場から年間の保険料の通知が届いていると思います。国民健康保険料は年々高くなっており、所得に対する国民健康保険料の負担も非常に重たいものです。今回は国民健康保険料の計算はどのようにされているのか、所得に対してどれくらいの割合の保険料を負担しなければならないのかを解説してみました。

## 国民健康保険料の計算方法

国民健康保険料は自治体により計算方法が異なるのですが、多くの自治体では保険料は医療分、支援金分、介護分の3つの区分の合計で決まります。

医療分とは病気やケガなどで病院にかかった際に支払われる医療費の財源となるものです。支援金分は国民健康保険に加入している人の医療費のために使われるものではなく、後期高齢者医療保険に加入している人の医療費のために使われる財源となるものです。介護分は介護保険の財源となるもので、40歳以上になると64歳まで（65歳以降は国民健康保険料とは別に支払います。）介護保険料を負担することになります。そして、それぞれについて所得割、均等割、平等割の保険料を計算し、その合計額が健康保険料となります。

所得割とはその世帯で国民健康保険に加入している人の所得に応じて増減するものです。所得の高い人からは多くの保険料を、所得の少ない人からは少ない保険料を徴収します。均等割はその世帯で国民健康保険に加入している人の人数により変わり、平等割は各世帯が平等に負担するものです。国民健康保険料は個人個人に対してかかるものではなく、世帯全体に対してかかります。

下の表はある市の国民健康保険料の計算方法です。基礎控除額は所得により異なります。

令和4年分	医療分	支援金分	介護分
(1)所得割額	(前年の総所得金額等-基礎控除額)×6.9%	(前年の総所得金額等-基礎控除額)×2.8%	(前年の総所得金額等-基礎控除額)×2.7%
(2)均等割額	加入者数×26,960円	加入者数×10,880円	加入者数×13,160円
(3)平等割額	1世帯につき17,490円	1世帯につき7,060円	1世帯につき6,670円
(1)+(2)+(3)	最高限度額65万円	最高限度額20万円	最高限度額17万円

例えば個人事業主（40歳）で前年の所得が500万円、配偶者（40歳、無収入）、小学生の子ども2人の世帯の場合の保険料は

(1)所得割額  $(500 \text{万円} - \text{基礎控除額 } 43 \text{万円}) \times (6.9\% + 2.8\% + 2.7\%) = 566,680 \text{円}$

(2)均等割額  $26,960 \text{円} \times 4 \text{人} + 10,880 \text{円} \times 4 \text{人} + 13,160 \text{円} \times 2 \text{人} = 177,680 \text{円}$

(3)平等割額  $17,490 \text{円} + 7,060 \text{円} + 6,670 \text{円} = 31,220 \text{円}$

(1)+(2)+(3) = 775,580円と所得の約15.5%が国民健康保険料として徴収される事となります。

国民健康保険料の計算は加入している市町村により変わります。上記と同じ条件で計算した別の市町村の国民健康保険料は879,770円となりました。

また、市町村によっては所得の低い人や障害者やひとり親などの場合保険料が軽減されたり、失業者には申請により保険料の減免などの措置がとられる場合もあります。



## 貸借対照表の見方(基本編)

会社の場合、最低でも年に一回は決算書を作成する必要があります。決算書は税金の確定申告に必要なだけでなく、会社の経営実態を把握するために必要なものでもあり、金融機関へ提出したり、経営会議で使用したりします。

決算書には、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表など主に5つの書類があり、それぞれ役割があるのですが、キャッシュ・フロー計算書は、中小企業の税務申告においては作成の義務がないため、会社によっては作成しないこともあります。

今回は決算書の主要書類の1つである貸借対照表について基礎的な事を解説したいと思います。貸借対照表は左側に現預金、売掛金、車両、有価証券などの資産項目を表示し、右側に買掛金や借入金などの負債項目を表示します。そして資産の合計と負債の合計の差額を純資産といい、純資産は貸借対照表の右側に表示されます。

左側に表示される資産の合計と右側に表示される負債と純資産の合計は、必ず一致する(バランスする)ので、貸借対照表の事を BALANCE SHEET、略して BS (ビーエス) と呼ぶこともあります。

資産以上に負債が多ければ純資産はマイナスとなり、純資産がマイナスの状態を債務超過といいます。債務超過の状態は金融機関が融資に応じないなど会社にとって非常に良くない状態であるため、なぜその状況になったのか等をよく分析し、債務超過の状態を早期に脱するための方法を検討する必要があります。逆に負債が多くても資産が多ければ純資産はプラスとなるため、資産だけの数字や負債だけの数字で判断するのではなく、純資産の数字が最も重要な数字となります。

令和〇年〇月〇日時点	
資産	負債
	純資産

解説動画はこちら



YouTube  
チャンネル



貸借対照表は事業をしている人が主に作成する書類ですが、家庭の状況を貸借対照表で表してみても面白いかもしれません。

資産と負債はさらに流動資産・負債、固定資産・負債などに分類され、その金額の多寡によってもまた見方が変わってきます。

## 事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。

YouTube 動画配信もしておりますので、右のQRコードより是非御覧下さい。



【最近の動画】

- ・ iPhone でマイナポイントを申請しよう
- ・ 1分で分かる決算書の見方 貸借対照表の基礎①



**Twitter 始めました @hamadakaikei**

リアルタイムでの情報発信や個人的な事などもたまにつぶやいたりしています。

 **濱田会計事務所**  
HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、  
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

